

福島第一原子力発電所における 就労環境改善の取り組み

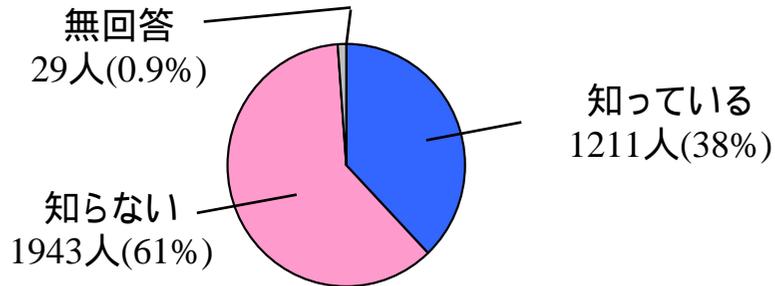
平成25年6月11日
東京電力株式会社

- 平成24年7月、福島第一(1F)安定化作業に係る作業員が、平成23年12月に警報付ポケット線量計(APD)に鉛カバーを装着して作業していたことの判明を発端として、作業員の雇用に関して、職業安定法違反、電離則健診費用の個人負担といった問題が明らかになった。
- 安定化・廃炉作業に取り組む作業員の方が、今後とも安心して働いていただくためには、当社が就労実態を把握し、改善していくことが必要との認識にたち、当社から作業員の方に対して、直接「就労実態に関するアンケート調査」を実施することとした。

就労実態に関するアンケート結果の概要

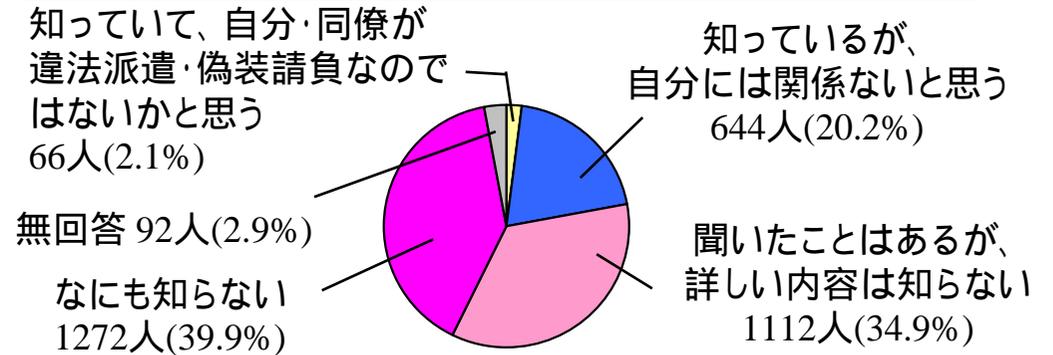
実施時期: H24年9月～10月
回答数: 3186人 回答率80.2%

【問】東京電力では、専用電話による「労働条件・労働安全などに関する相談窓口」を設けていますが、ご存じですか？



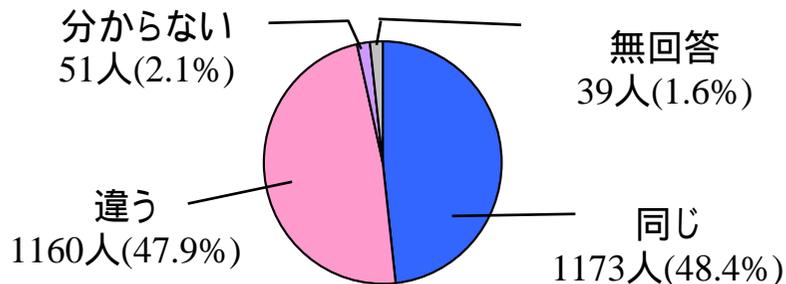
【結果】相談窓口があることを知らない方が6割

【問】「違法派遣」や「偽装請負」について知っていることを教えてください



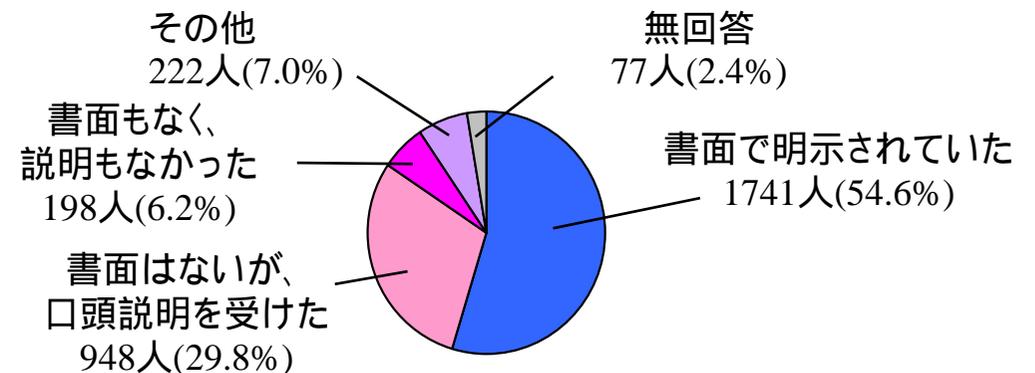
【結果】違法派遣や偽装請負について、知らない方が7割

【問】『現場であなたに作業を指示している会社』と『あなたに給料を支給している会社』は同じですか？



【結果】雇用主と作業の指示者が「違う」と回答された方が5割
【解説】請負契約の場合、「同じ」でなければならない

【問】あなたが雇われる際、労働条件（仕事の内容、作業する場所、賃金や手当など）は明示されていましたか？



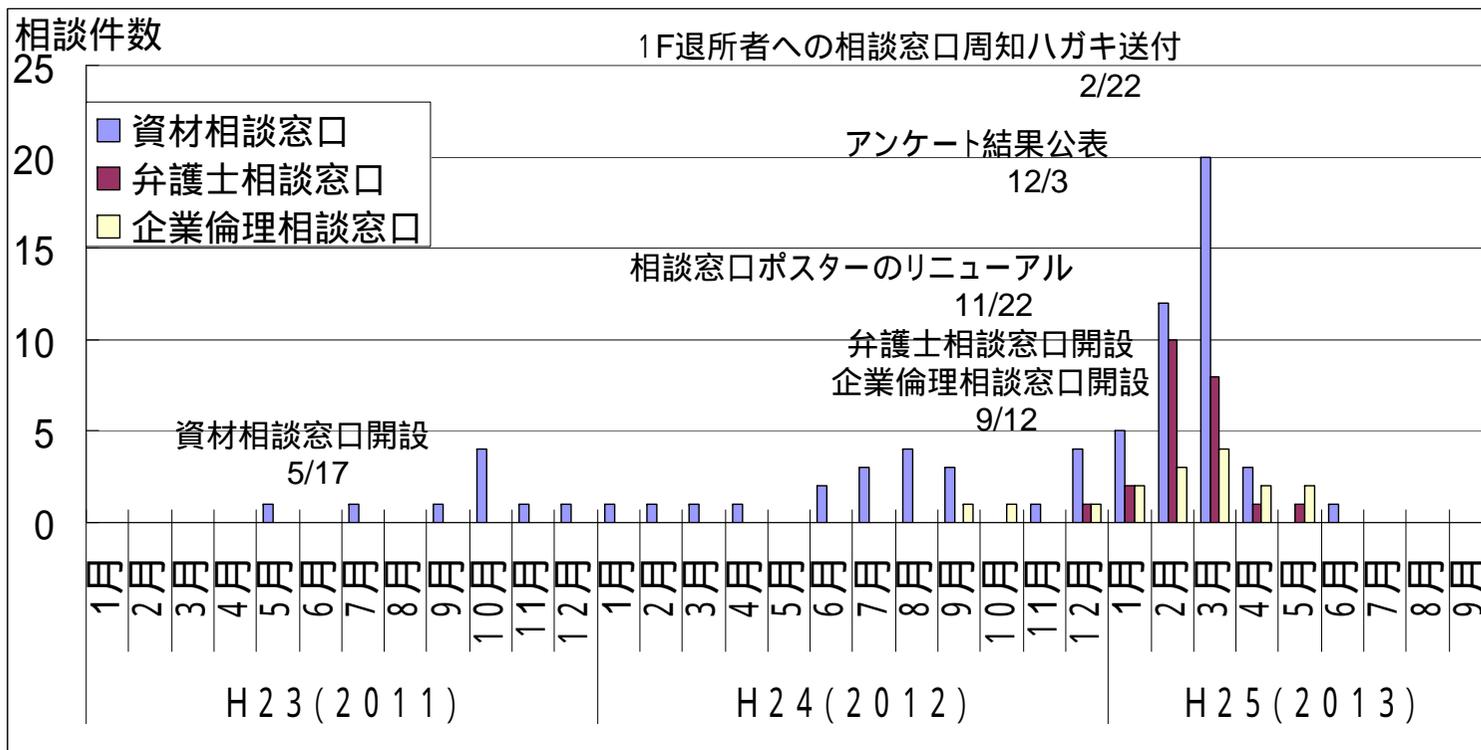
【結果】雇われる際に労働条件を正しく明示されなかった方が4割
【解説】雇用契約を結ぶ際に労働条件が書面で明示されなければならない

- アンケートの回答は、返信用封筒に封緘して提出していただいていることから、作業員の方の本音をお聞きすることができたとの認識。
- 一方、限られた時間内でできるだけ多くの方から回答をいただきたいと考え、設問は可能な限りシンプルにしたため、アンケート結果に基づく事実認定は、慎重に行うべきとの認識。
- 労働条件等について相談する窓口(平成23年5月17日:資材相談窓口開設、平成24年9月12日:弁護士相談窓口・企業倫理相談窓口開設)の存在を知らない方が多い。
- 偽装請負とはどのようなものか、或いは労働契約を結ぶ際に労働条件を明示しなければならないということを知らない方が多い。
- 雇用企業以外による業務指示、労働条件を明示されていない等、不適切と考えられる回答も散見されることから、早急な対応と継続的な改善が必要との認識。
- アンケート結果を踏まえ、平成24年12月3日に当社社長から元請企業各社に下請企業作業員について労働条件の確認を行うよう要請した。
- 今後も継続してアンケート調査を実施し、対策の効果モニタリングしていく。

相談窓口の周知(解除者への窓口周知)

相談窓口の周知のため、以下の取組を実施。

- 相談窓口ポスターをリニューアルし、「ヴィレッジ」や免震重要棟に掲示、電子掲示板で周知
- 持ち帰り可能な縮小版ポスターを配備
- 既に1Fを退所された作業員の方へ、相談窓口の周知ハガキを送付
- 2013年2月～3月にかけて実施したアンケート調査では、相談窓口の認知度が70%以上に向上し、うち85%の方が「良い」・「まあ良い」と評価



東京電力からのお知らせ

**福島第一原子力発電所に係る
社外弁護士相談窓口の設置について**

福島第一原子力発電所の復旧にあたる方が、個人総量計（APD）の不正使用や労働条件に関するご相談など、会社の業務につき企業倫理上問題があると判断される行為について、ご相談いただける窓口下記のとおり設置しました。お気軽にご利用下さい。 ※ご相談にあたっての費用はかかりません。

福島第一原子力 社外相談窓口

担当：鈴木 正樹 弁護士（須田法律事務所）
 電話：03-3597-0741
 （受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:30）
 メール：1f-soudan@nirai-tda-tyco.com

内容：禁煙違反の不正など、会社の業務につき企業倫理上問題があると判断される行為に関するご相談をお受けいたします。
 方法：「氏名」「連絡先及び所属」を必ず明示下さい。
 ※相談者の許可が得られず、氏名及び連絡先等の相談者が特定される事象は、東京電力に対してご連絡しないことになっておりますので、ご注意ください。

なお、上記社外相談窓口以外にも、各種相談に 대응する社内相談窓口を設置しておりますので、下記のとおりお知らせします。
 ※以下の窓口もご相談の場をお受けいたします。

- 個人総量計（APD）の不正使用等に関するご相談
 - 担当：東京電力 原子力・立地環境部/原子力運営管理部
 - 電話：080-6847-2899
 - （受付時間：8:00～18:00 土日、祝日も含む）
- 労働条件等に関するご相談
 - 担当：東京電力 総務部
 - 電話：03-3501-8303
 - （受付時間：8:00～18:00 土日、祝日も含む）
- 東京電力及びグループ会社の業務運営や仕事の進め方等について、企業倫理上問題があると判断されるご相談
 - 担当：東京電力 総務部 企業倫理グループ
 - 電話：03-6373-2300、2301
 - （受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00）
 - メール：niri-soudan@tecco.co.jp

適切な労働条件確保に関する講習会の実施・入所時教育への反映

概要

全ての作業員・事業主の方々に、適切な就労形態や遵守すべき法令等の理解を深めてもらうために、厚生労働省/福島労働局から講師に招き、請負・委託・派遣の違い等偽装請負に関する内容や労働関係法のポイントについて、講習会を開催。

開催日時:2月14日、28日、3月7日、12日

16:00～17:30

開催場所:Jビレッジ コンベンションホール



参加者

	2/14	2/28	3/7	3/12
協力企業参加者	122人	85人	106人	107人
東電参加者	15人	17人	15人	13人
事務局(厚労省+東電)	9+7人	6+6人	6+5人	6+6人
元請企業数	11社	9社	10社	9社
雇用企業数(元請含む)	67社	33社	56社	63社

継続的な取組

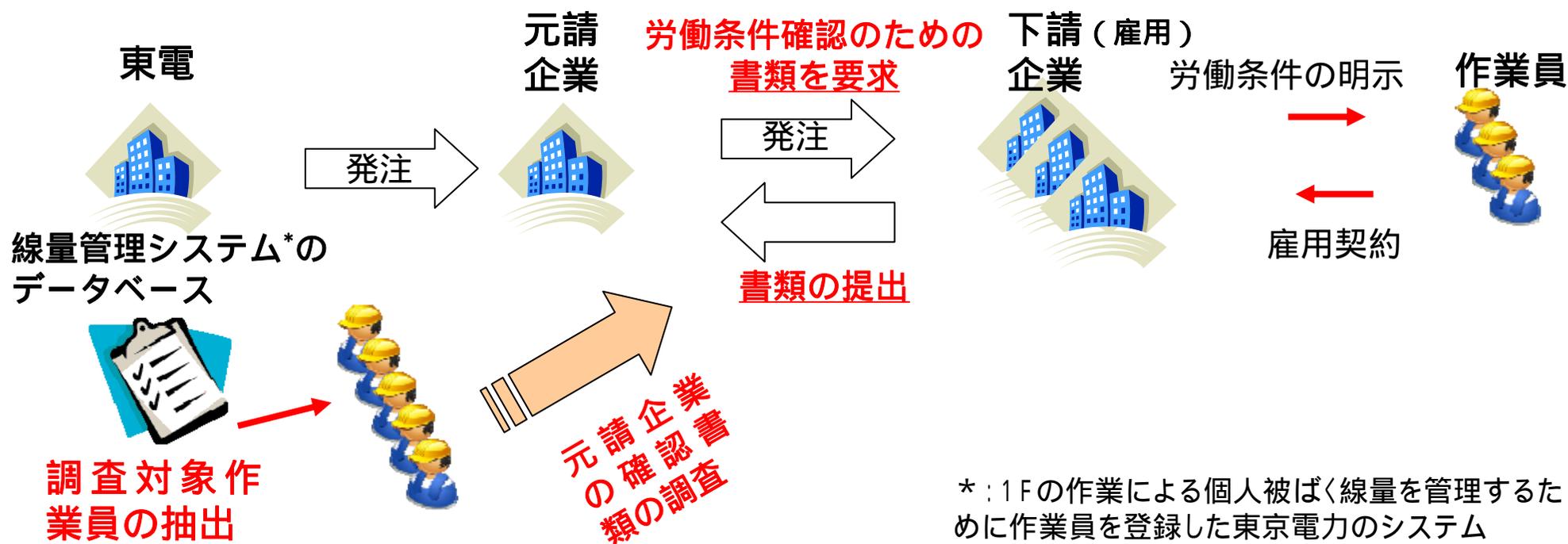
講習会の内容を入所時教育に反映することによって、新規に1Fで作業に従事する全ての方に適切な就労形態や遵守すべき法令等について理解を深めてもらう取組を継続
今回講習会を受講できなかった全ての作業員の方に対して、元請を通じて教育資料を周知

調査対象企業

取引先(1F安全推進連絡会に登録されている元請企業31社)のうち、現在1F構内で作業継続中の企業(26社)

調査手順

- ・1Fの線量管理システム*から、元請企業毎に下請企業作業員を5名任意抽出
- ・元請企業が労働条件(雇用企業・請負体系・労働条件の明示)を確認するために下請企業に提出を求めている書類について、5名のうち2名以上を当社が調査



元請企業の取組み調査

調査実施期間

平成24年12月13日～平成25年3月13日

調査対象元請企業名

< プラントメーカー >

・東芝 ・日立GEニュークリア・エナジー

< 建設会社 >

・鹿島建設 ・片岡建設 ・熊谷組 ・五洋建設 ・清水建設 ・大成建設 ・竹中工務店 ・中里工務店 ・西松建設

・間組 ・前田建設工業

< 東京電力グループ >

・関電工 ・東京エネシス ・東電環境 ・東電工業

< 上記以外の会社 >

・アトックス ・ウツエバルブサービス ・宇徳 ・芝工業 ・新日本空調 ・倉伸 ・太平電業

・日本原子力防護システム・阪和

調査体制

・本店：労働環境改善Grメンバー（原子力・立地業務部、資材部）、原子力品質・安全部

・1 F：技術・品質安全部

調査実施作業員数

・計：58名

請負体系	調査実施作業員数		
元請企業	0人		
一次下請企業	14人		
二次下請企業			30人
三次下請企業	10人		
四次下請企業	3人		
五次下請企業	1人		

調査結果

調査対象の作業員(58人)について、当社が労働条件(雇用企業・請負体系・労働条件の明示状況)を確認し、不適切な事例は認められなかった。

当社の要請(平成24年12月3日)に基づき、元請企業各社が、下請企業作業員に対して労働条件(雇用企業・請負体系・労働条件の明示状況)を確認していることを当社が確認した。

雇用企業確認に用いている書類の記載内容の確実性や労働条件の明示状況確認の継続性について、元請企業各社により違いが認められた。

取組

雇用企業確認に用いている書類の確実性や、労働条件の明示状況確認の継続性について、元請企業各社により違いがあることから、より有効な取り組み*を実施していただくよう元請企業に対して要請を行った。(5/14)

*:下請作業員の雇用保険関係書類等の確認、下請作業員の労働条件通知書等の継続的な確認など

当社は、今後も元請企業の取組状況を定期的に確認し、元請企業とともに労働者保護や就労環境の向上に努めていく。